

# 小林市立紙屋小学校子どもいじめ防止基本方針

平成30年3月

小林市立紙屋小学校

## はじめに

いじめは、決して許される行為ではありません。いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に長期に渡って重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものです。

紙屋小学校子どもいじめ防止基本方針は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第12条の規定及び国のいじめ防止等のための基本的な方針に基づき、宮崎県いじめ防止基本方針及び小林市子どもいじめ防止基本方針を踏まえ、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処）のための対策を総合的かつ効果的に推進するために定めるものです。

## もくじ

第1	いじめの防止等の考え方	
1	いじめの定義	2
2	いじめの理解	
3	いじめの防止等に関する基本的考え方	2
(1)	いじめの未然防止	2
(2)	いじめの早期発見	2
(3)	いじめへの対処	2
(4)	地域や家庭との連携	3
(5)	関係機関との連携	3
第2	いじめの防止等のための対策の内容	
1	いじめの防止等の対策のための組織	3
2	いじめの防止等に関する措置	4
(1)	いじめの未然防止のための取組	4
(2)	いじめの早期発見のための取組	4
(3)	いじめ発生時の対応	5
(4)	ネット上のいじめへの対応	7
3	その他の留意事項	8
(1)	組織的な指導体制	8
(2)	校内研修の充実	8
(3)	校務の効率化	8
(4)	いじめの防止等の取組の点検・充実	8
(5)	地域や家庭との連携について	8
(6)	関係機関との連携について	9
4	重大事態への対処	9
(1)	重大事態調査のための組織	9
(2)	重大事態の説明	9
第3	基本方針の点検と必要に応じた見直し	9

【参考】別紙1～4

# 第1 いじめの防止等の考え方

## 1 いじめの定義

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいいます。

(いじめ防止対策推進法第2条)

## 2 いじめの理解

いじめは、どの児童、どの学級でも起こりうるものです。特に、嫌がらせや意地悪等の暴力を伴わないいじめは、多くの児童が被害も加害も経験します。暴力を伴わなくても、繰り返されたり、集中的に行われたりすることで生命又は身体に重要な危険を生じさせます。また、加害と被害の二者関係だけでなく、はやし立てたり、傍観したりする存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気を形成することが必要です。

## 3 いじめの防止等に関する基本的考え方

児童一人一人は、かけがえのない存在であり、学校は、その一人一人の育ちを保障する場であるとの認識に立ち、地域、家庭、関係機関と連携し、いじめの防止等の取組を行うことが重要です。

### (1) いじめの未然防止

根本的ないじめの問題克服のためには、全ての児童を対象としたいじめの未然防止の観点が必要です。そのために、学校の教育活動全体を通じ、全ての児童に「いじめは決して許されない」ことの理解を、発達の段階に応じて促し、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養います。また、学校、地域、家庭が一体となった取組を推進していきます。

### (2) いじめの早期発見

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から的確に関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、積極的にいじめを認知することに努めます。また、いじめの早期発見のため、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、相談窓口の周知等により、児童がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、地域、家庭と連携して児童を見守っていきます。

### (3) いじめへの対処

いじめがあることが確認された場合、直ちに、いじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保し、いじめを行ったとされる児童に対して事情を確認したうえで適切に指導する等、組織的な対応を行っていきます。また、家庭や市教育委員会への連絡や相談を行い、事案に応じ、関係機関との連携をしていきます。迅速かつ的確な対処を行うため、学校における組織的な対応を可能とするよう体制

整備を行っていきます。

#### (4) 地域や家庭との連携

社会全体で児童を見守り、健やかな成長を促すため、学校関係者と地域、家庭との連携が必要です。より多くの大人が児童の悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制を構築していきます。

#### (5) 関係機関との連携

いじめを行った児童に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合などには、関係機関（警察、児童相談所、医療機関、法務局等を想定）との適切な連携が必要であり、警察や児童相談所等との適切な連携を図るため、日頃から、関係機関の担当者の窓口交換や連絡会議の開催など、情報共有体制を構築していきます。

## 第2 いじめの防止等の対策の内容

### 1 いじめの防止等の対策のための組織

いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、「いじめ不登校対策委員会」（通称：スマイル委員会）を設置します。本委員会は、毎月1回の定例会とし、いじめ事案発生時は緊急に開催することとします。また、いじめの内容に応じて、場合によっては教職員とPTA関係者によって構成する「いじめ防止委員会」を開くものとします。

また、児童との話合いの場をもつなど、児童の意見を積極的に取り入れていきます。

#### 【いじめ不登校対策委員会（スマイル委員会）の構成員】

校長及び全教員

#### 【役割】

- 未然防止
  - ・ いじめ未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境作りを行います。
- 早期発見・事案対処
  - ・ いじめの早期発見のため、いじめ相談・通報を受け付ける窓口になります。
  - ・ いじめの早期発見・事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報収集と記録、共有を行います。
  - ・ いじめに係る情報があった時には、緊急会議を開催するなど情報の迅速な共有及び児童に対するアンケート調査、聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行います。
  - ・ いじめの被害児童に対する支援、加害児童に対する指導の体制、対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施します。
- 学校基本方針に基づく各種取組
  - ・ 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成、実行、検証、修正を行います。

- ・ 学校基本方針における年間計画に基づき、いじめ防止等に係る校内研修を企画し、計画的に実施します。
- ・ 学校基本方針が学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検を行い、学校基本方針の見直しを行います。
- ・ いじめの防止等の対策を検討するにあたり、児童の意見を積極的に取り入れるため、児童会との会合を企画します。

## 2 いじめの防止等に関する措置 ※別紙1参照

### (1) いじめの未然防止のための取組

#### ア 児童が主体的に取り組める活動

望ましい人間関係づくりのために、児童会や高学年が中心となって主体的に取り組める活動を位置付けます。

- ・ 異学年交流会の実施（1年生を迎える会・みんなで遊ぼう集会など）
- ・ 学級会での話合い活動の実施
- ・ 縦割り清掃活動の実施
- ・ ボランティア活動の推進（朝のボランティア活動、あいさつ運動など）

#### イ 教職員が主体となった活動

(ア) 児童の規範意識、帰属意識を相互に高め、自己有用感を育む授業づくりを目指します。

- ・ 一人一人の実態に応じたわかる授業の展開
- ・ 年数回のソーシャルスキルトレーニング授業の実施
- ・ 職員相互の授業研究会の実施

(イ) 日常的に児童が教職員に相談しやすい環境づくりに努めるとともに、定期的な教育相談週間を設け、児童に寄り沿った相談体制づくりを目指します。

- ・ 教育相談週間の設定
- ・ 学級担任以外の複数の教職員との相談機会の設定

(ウ) 教科や学級活動の時間等を中心として、道徳教育や情報モラル教育を実施し、いじめは絶対に許されないという人権感覚を育むことを目指します。

- ・ 教科や学級活動等を中心とした道徳教育や情報モラル教育の時間設定

(エ) 家庭・地域ぐるみでいじめ防止への取組を進めるため、保護者や地域との連携を推進します。

- ・ P T A総会での学校の方針説明
- ・ 学校HPを活用したいじめ対策と現状の報告
- ・ 学校公開（オープンスクール）の実施
- ・ 保護者を対象とした研修会の開催

### (2) いじめの早期発見のための取組

ア いじめられた児童、いじめた児童が発することの多いサインを、教職員及び保護者で共有します。

○児童の発する具体的なサインの作成と共有 ※別紙2、3参照

イ 定期的に教育相談週間を設け、児童が相談しやすい雰囲気づくりを目指します。

○教育相談週間の設定

ウ いじめの事実がないかどうかについて、全ての児童を対象に定期的なアンケート調査を実施します。

○学校独自のアンケート「なやみアンケート」の実施

エ スマイル委員会において、上記相談やアンケート結果のほか、各学級担任等のもっているいじめにつながる情報、配慮を要する児童に関する情報等を収集し、教職員間での共有を図ります。

○職員会議での情報の共有

○進級時の情報の確実な引き継ぎ

○過去のいじめ事例の蓄積

### (3) いじめ発生時の対応

※別紙4参照

ア いじめの発見・通報を受けたときの対応

○教職員は、「これぐらい」という感覚をなくし、その時、その場で、いじめの行為をすぐに止めさせます。

○いじめられている児童や通報した児童の身の安全の確保を最優先とした措置をとります。

○いじめの事実について生徒指導主事や相談を受けた職員が管理職に速やかに通報します。

イ 情報の共有

○アの情報を受けた生徒指導主事等は、いじめを認知した場合は関係職員へ報告し、情報の共有化を図ります。

ウ 事実関係についての調査

○速やかにスマイル委員会を開き、調査の方針について決定します。また、必要に応じていじめ不登校防止委員会を開き、今後の対応を協議します。

○調査の時点で、重大事態であると判断された場合は、校長が市教育委員会へ直ちに報告します。

○児童及び教職員の聴き取りに当たっては、生徒指導主事のほか、児童が話をしやすいよう担当する職員を選任します。

○必要な場合には、児童へのアンケート調査を行います。この場合に、質問紙調査の実施により得られたアンケートについては、いじめられた児童又はその保護者に提供する可能性があることを予め念頭に置き、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在校生やその保護者に説明する等の措置が必要であることに留意します。

○質問紙の作成については、市教育委員会を通して、西諸地区いじめ問題対策専門家委員会に意見を求めて作成します。

エ 解決に向けた指導及び支援

○専門的な支援などが必要な場合には、市教育委員会及び警察署等の関係機関へ相談します。

○解決を第一に考え、保護者及びその他の関係者との適時・適切な情報の共有を図ります。

○指導及び支援方針の変更等が必要な場合は、随時スマイル委員会で決定します。

○事実関係が把握された時点で、スマイル委員会において、指導及び支援の方針を

決定します。

○スマイル委員会の職員や学年職員と連携して組織的な対応に努めます。

○指導及び支援を行うに当たっては、以下の点に留意して対応します。

#### **いじめられた児童とその保護者への支援**

##### **【いじめられた児童への支援】**

いじめられた児童の苦痛を共感的に理解し、心配や不安を取り除くとともに全力で守り抜くという「いじめられた児童の立場」で、継続的に支援していきます。

- ・安全・安心を確保する。
- ・心のケアを図る。
- ・今後の対策について、共に考える。
- ・活動の場等を設定し、認め、励ます。
- ・温かい人間関係をつくる。

##### **【いじめられた児童の保護者への支援】**

いじめ事案が発生したら、複数の教職員で対応し学校は全力を尽くすという決意を伝え、少しでも安心感を与えられるようにします。

- ・じっくりと話を聞く。
- ・苦痛に対して本気になって精一杯の理解を示す。
- ・親子のコミュニケーションを大切にするなどの協力を求める。

#### **いじめた児童への指導又はその保護者への支援**

##### **【いじめた児童への支援】**

いじめは決して許されないという毅然とした態度で、いじめた児童の内面を理解し、他人の痛みを知ることができるようにする指導を根気強く行います。

- ・いじめの事実を確認する。
- ・いじめの背景や要因の理解に努める。
- ・いじめられた児童の苦痛に気付かせる。
- ・今後の生き方を考えさせる。
- ・必要がある場合は適切に懲戒を行う。

##### **【いじめた児童の保護者への支援】**

事実を把握したら速やかに面談し、丁寧に説明します。

- ・児童や保護者の心情に配慮する。
- ・いじめた児童の成長につながるように教職員として努力していくこと、そのためには保護者の協力が必要であることを伝える。
- ・何か気付いたことがあれば報告してもらう。

##### **【保護者同士が対立する場合などへの支援】**

教職員が間に入って関係調整が必要となる場合には中立、公平性を大切に対応します。

- ・双方の和解を急がず、相手や学校に対する不信等の思いを丁寧に聞き、寄り添う態度で臨む。
- ・管理職が率先して対応することが有効な手段となることもある。
- ・教育委員会や関係機関と連携し解決を目指す。

### いじめが起きた集団への働きかけ

被害・加害児童だけでなく、おもしろがって見ていたり、見て見ぬふりをした、止めようとしなかったりする集団に対しても、自分たちでいじめの問題を解決する力を育成していきます。

- ・ 勇気をもって「いじめはダメだ」と言えるような児童の育成に努める。
- ・ 自分の問題として捉えさせる。
- ・ 望ましい人間関係づくりに努める。
- ・ 自己有用感が味わえる集団づくりに努める。

#### オ 関係機関への報告

- 校長は市教育委員会への報告を速やかに行います。
- 生命や身体財産への被害などいじめが犯罪行為であると認められる場合には所轄警察署へ通報し、警察署と連携して対応します。

#### カ 継続指導・経過観察

- 全教職員で見届けや見守りを行い、いじめの再発防止に努めます。

## (4) ネット上のいじめへの対応

### ア ネットいじめとは

携帯電話やパソコンを通じて、インターネット上に特定の子どもの悪口や誹謗中傷を文字や画像を使って書き込んだりすることにより行われるいじめのことです。

具体的には・・・

- ・ 特定の児童の誹謗中傷を不特定多数の者や掲示板等にメール送信する。
  - ・ 特定の児童になりすまし社会的信用を貶める行為をする。
  - ・ 掲示板等に特定の児童の個人情報に掲載する。
  - ・ 口コミサイトやオンラインゲーム上のチャットで誹謗中傷を書き込む。
  - ・ SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）を利用して誹謗中傷の書き込む。等
- 以上のようなことは犯罪行為にあたります。

### イ ネットいじめの予防

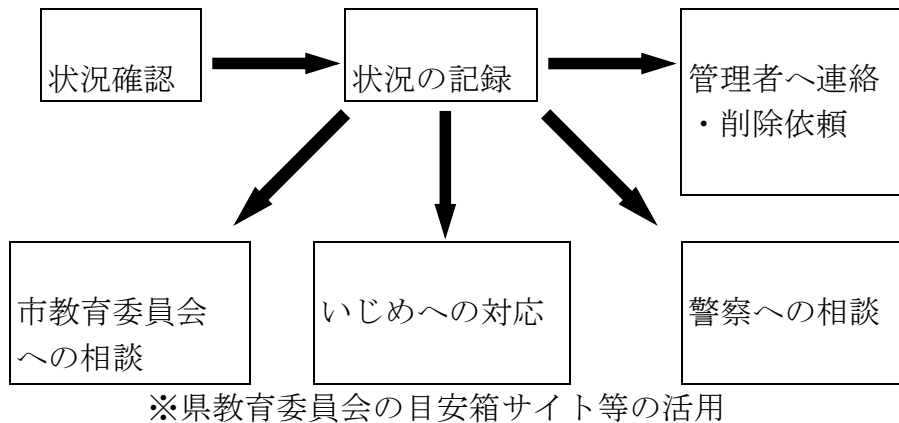
- フィルタリングや保護者の見守りなどについて、保護者への啓発を図ります。（全校懇談会や生徒指導部だよりの配付など）
- 総合的な学習の時間における情報モラル教育の充実を図ります。
- 児童を対象とした、ネット社会の危険性についての講話等を実施します。
- インターネット利用に関する職員研修を実施します。

### ウ ネットいじめへの対処

- 被害者からの訴えや閲覧者からの情報などにより、ネットいじめの把握に努めます。



○不当な書き込みを発見したときには、次の手順により対処します。



### 3 その他の留意事項

#### (1) 組織的な指導體制

いじめを認知した場合は、教職員が一人で抱え込まず、学校全体で組織的に対応するため、スマイル委員会による緊急対策会議を開催し、指導方針を立て、組織的に取り組みます。また、必要に応じて「いじめ防止委員会」を開き、PTA役員等の意見を取り入れながら対応します。

#### (2) 校内研修の充実

本校においては、本基本方針を活用した校内研修を実施し、いじめの問題について、全ての教職員で共通理解を図ります。

また、教職員一人一人に様々なスキルや指導方法を身につけさせるなど教職員の指導力やいじめの認知能力を高める研修や、スクールソーシャルワーカー（SSW）やスクールカウンセラー（SC）等の専門家を講師とした研修、具体的な事例研究を計画的に実施していきます。

#### (3) 校務の効率化

教職員が児童と向き合い、相談しやすい環境を作るなど、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるようにするため、一部の教職員に過重な負担がかからないように校務分掌を適正化し、組織的体制を整えるなど、校務の効率化を図ります。

#### (4) いじめの防止等の取組の点検・充実

いじめの実態把握の取組状況等、学校における取組状況を点検するとともに、県教育委員会が作成している「教師向けの生徒指導資料」や、「児童にとって魅力ある学校づくりのためのチェックポイント」、「いじめ問題への取組に関するチェックシート」の活用を通じ、学校におけるいじめの防止等の取組の充実を目指します。

#### (5) 地域や家庭との連携について

より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにするため、PTAや地域との連携促進や、学校運営協議会で、学校と地域、家庭が組織

的に連携・協働する体制を構築していきます。

#### (6) 関係機関との連携について

いじめは学校だけでの解決が困難な場合があるため、情報交換だけでなく、関係機関と一体となり対応をしていきます。

##### ア 教育委員会との連携

- 関係児童への支援・指導、保護者への対応方法
- 関係機関との調整

##### イ 警察との連携

- 心身や財産に重大な被害が疑われる場合
- 犯罪等の違法行為がある場合

##### ウ 福祉関係との連携

- スクールソーシャルワーカー（SSW）の活用（市教育委員会への依頼）
- 家庭の養育に関する指導・助言
- 家庭での児童の生活、環境の状況把握

##### エ 医療機関との連携

- 精神保健に関する相談
- 精神症状についての治療、指導・助言

### 4 重大事態への対処

#### (1) 重大事態調査のための組織

いじめ事案が次の状況にある場合には、重大事態として直ちに、校長が市教育委員会に報告するとともに、市教育委員会が設置する重大事態調査のための組織（西諸地区いじめ問題対策専門家委員会）に協力することとします。

##### ア 児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合

- 児童が自殺を企図した場合
- 精神性の疾患を発症した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 高額の金品を奪い取られた場合など

##### イ 児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている場合

- 年間の欠席が30日程度以上の場合
- 連続した欠席の場合は、状況により判断する

#### (2) 重大事態の説明

事案について、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係について、個人情報保護に配慮しつつ、適時・適切な方法で説明します。

### 第3 基本方針の点検と必要に応じた見直し

- ・ 学校の基本方針の策定から3年を目途として、国や県の動向等を勘案して、基本方針の見直しを検討し、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な

措置を講じます。

- 基本方針については、現状や課題等に応じて、普段から定期的な改善や見直しに努めます。
- 学校の基本方針について、ホームページ上で公表します。